

専門委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）定款第 35条の規定に基づき、委員会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員会の種別)

第 2 条 委員会は、運営委員会並びに総務、教育、業務、労務及び防犯・災害支援対策の 5 委員会（以下「専門委員会」という。）とする。ただし、必要により特別委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第 3 条 運営委員会は、会長、副会長、専務理事、会員理事（会長、副会長を除く。）及び会長が理事会の承認を得て委嘱する支部の推薦の委員をもって構成する。

2 会長が委嘱する支部推薦の委員は、委員総数の過半数を上回ることができない。

3 専門委員会及び特別委員会は、会長が委嘱した運営委員会の委員（会長及び専務理事を除く。）及び支部から推薦された委員をもって構成する。ただし、委員会の特性を考慮し、専門的・技術的事項について必要があるとき、会長は理事会の承認を得て、専門的・技術的な知識、経験を有する者を委員に委嘱することができる。

4 専門委員会及び特別委員会の委員長、副委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員長等の委嘱)

第 3 条の 2 専門委員会、特別委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱は、会長が委嘱状（別記様式）を交付して行う。

(委員の任期)

第 4 条 各委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後も後任者が委嘱されるまでは、その職務を行う。

(委員会の所掌事項)

第 5 条 運営委員会及び専門委員会の所掌事項は、別表のとおりとする。ただし、特別委員会の所掌事項は、設置の際、理事会の承認を得て会長が定める。

(委員会の招集)

第 6 条 運営委員会は会長が、専門委員会及び特別委員会は会長の承認を得て委員長が招集する。

2 会長は、運営委員会の委員総数の 3 分の 1 以上の委員から会議の目的を記載した

- 書面によって、開催の要求があったときは、運営委員会を開催しなければならない。
- 3 会長及び各委員会の委員長は、必要により、各委員会に委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の任務)

- 第 7 条 委員会は、所掌事項に関して、理事会の決議事項及び協会の事業計画に基づく事業（以下「協会事業」という。）について具体的対策等を調査、研究及び審議することを任務とする。
- 2 会長は、各委員会を総覧し、副会長は会長の命により担当委員会を総覧する。
 - 3 会長及び各委員会の委員長は、その結果を理事会に報告し、意見を具申する。

(委員長及び副委員長の任務)

- 第 8 条 専門委員会及び特別委員会の委員長は、委員会の委員を総括し、理事会の決議又は委任に基づき、所掌事項に関して、協会事業の具体的対策等の実施、推進にあたる。
- 2 前項の委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その任務を代行する。

(小委員会等の設置)

- 第 9 条 各委員会は、その所掌事項のうち、専門的、具体的事項について、調査、研究及び審議するため、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会は、所掌事項の作業を専門的に行うため、作業部会を置くことができる。
 - 3 小委員会の委員及び作業部会の委員の任期は、第 4 条を準用する。ただし、小委員会及び作業部会が置かれている期間とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、昭和60年 8 月15日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 2 年 6 月21日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成11年 8 月27日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成15年 4 月 1 日から実施する。

この規程を実施する際に、すでに、専門委員会委員及び特別委員会の委員であった者については、任期満了までその職務を行う。

- 6 この規程の一部を改正し、平成16年9月15日から実施する。
- 7 この規程の一部を改正し、平成19年2月15日から実施する。
- 8 この規程の一部を改正し、平成20年4月1日から実施する。

別表

運営委員会及び専門委員会の所掌事項（第5条関係）

1	運営委員会
(1)	理事会付議事項の審議、決定に関する事項
(2)	理事会委任事項の審議、議決に関する事項
(3)	総会付議事項の審議及び提案に関する事項
(4)	支部運営の統括に関する事項
(5)	専門委員会及び特別委員会の統括に関する事項
(6)	協会予算の編成及び協会決算の統括に関する事項
(7)	企業モラルに関する事項
(8)	大阪府警備業協会暴力団等排除連絡協議会に関する事項
2	総務委員会
(1)	法制、制度、組織及び定款に関する事項
(2)	会務一般の企画、立案、事業計画及び予算、収支、決算等に関する事項
(3)	財務管理及び事務局に関する事項
(4)	関係諸官庁、諸団体との連絡協調及び相互協力に関する事項
(5)	表彰に関する事項
(6)	会員の福利厚生に関する事項
(7)	会報の編集発行等広報に関する事項
(8)	その他、各委員会の所掌に属さない事項
3	教育委員会
(1)	経営者、警備員の研修・教育訓練に関する事項
(2)	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の教育研修に関する事項
(3)	教育関係の指導に関する事項
(4)	教育用資器材の作成に関する事項
(5)	特別講習の実施に関する事項
(6)	その他、教育広報に関する事項
4	業務委員会
(1)	警備業法に関連する諸法規の研究に関する事項
(2)	警備料金、勤務体制、給与諸手当等警備業務の適正化に関する調査、研究 事項
(3)	イベント警備の調査、研究及び具体的推進に関する事項
(4)	イベント警備の発注先との折衝（指導・助言）に関する事項
(5)	その他、業務広報に関する事項
5	労務委員会
(1)	労務関係諸法規の調査、研究に関する事項
(2)	社会保険（健康・厚生年金）、労働保険（労災・雇用）及び安全衛生に関する 事項
(3)	労務関係諸手続の指導に関する事項

(4) その他、労務広報に関する事項

6 防犯・災害支援対策委員会

(1) 警備技術、警備資器材・装備の開発、研究に関する事項

(2) 防災警備に関する事項

(3) 防犯・災害活動等の支援に関する事項

(4) 防災機器に関する事項

(5) 安全活動協力隊の編成及び運用に関する事項

(6) 災害支援協定の運用に関する事項

(7) その他、警備防災の広報に関する事項

7 未来構想特別委員会

(1) 将来の協会運営及び活動指針等に関する事項

(2) I T時代に対応した諸対策の推進に関する事項

(3) 会員のホームページの作成に関する協力支援に関する事項

(8 イベント警備特別委員会 平成20年4月1日 削除)